

機械設備調査算定要領【直轄版】 改正案（新旧対照表）

〔制定〕平成24年3月30日【現行】
〔直近改正〕平成28年3月11日【新】

新	旧（現行）																
<p>別添1 機械設備図面作成基準</p> <p>（別表）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">図面名称</th> <th style="width: 60%;">作成の方法等</th> <th style="width: 10%;">縮尺</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">配置図</td> <td> <p><u>建物移転料算定要領（平成28年3月11日国土用第76号。（以下「建物算定要領」という。））別添一木造建物調査積算要領別添1木造建物図面作成基準（別表）又は建物算定要領別添二非木造建物調査積算要領別添1非木造建物図面作成基準（別表）の配置図の項に掲げるとおりとする。</u></p> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">別添2 機械設備工事費算定基準</p> <p>第2章 数量計算</p> <p>（数量計算書）</p>	図面名称	作成の方法等	縮尺	備考	配置図	<p><u>建物移転料算定要領（平成28年3月11日国土用第76号。（以下「建物算定要領」という。））別添一木造建物調査積算要領別添1木造建物図面作成基準（別表）又は建物算定要領別添二非木造建物調査積算要領別添1非木造建物図面作成基準（別表）の配置図の項に掲げるとおりとする。</u></p>			<p>別添1 機械設備図面作成基準</p> <p>（別表）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">図面名称</th> <th style="width: 60%;">作成の方法等</th> <th style="width: 10%;">縮尺</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">配置図</td> <td> <p><u>木造建物調査積算要領（平成24年3月30日国土用第46号）別添1木造建物図面作成基準（別表）又は非木造建物調査積算要領（平成24年3月30日国土用第47号）別添1非木造建物図面作成基準（別表）の配置図の項に掲げるとおりとする。</u></p> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">別添2 機械設備工事費算定基準</p> <p>第2章 数量計算</p> <p>（数量計算書）</p>	図面名称	作成の方法等	縮尺	備考	配置図	<p><u>木造建物調査積算要領（平成24年3月30日国土用第46号）別添1木造建物図面作成基準（別表）又は非木造建物調査積算要領（平成24年3月30日国土用第47号）別添1非木造建物図面作成基準（別表）の配置図の項に掲げるとおりとする。</u></p>		
図面名称	作成の方法等	縮尺	備考														
配置図	<p><u>建物移転料算定要領（平成28年3月11日国土用第76号。（以下「建物算定要領」という。））別添一木造建物調査積算要領別添1木造建物図面作成基準（別表）又は建物算定要領別添二非木造建物調査積算要領別添1非木造建物図面作成基準（別表）の配置図の項に掲げるとおりとする。</u></p>																
図面名称	作成の方法等	縮尺	備考														
配置図	<p><u>木造建物調査積算要領（平成24年3月30日国土用第46号）別添1木造建物図面作成基準（別表）又は非木造建物調査積算要領（平成24年3月30日国土用第47号）別添1非木造建物図面作成基準（別表）の配置図の項に掲げるとおりとする。</u></p>																

第2 数量の算出は、次の各号によるものとし、本基準に定めのない場合は、原則として、建物移転料算定要領（平成28年3月11日国土用第76号）別添二非木造建物調査積算要領の別記2非木造建物数量計測基準に準じて算出するものとする。

第3章 単価及び見積

（見積書等）

第3 工事費の算定に用いる資材単価及び機器等の価格は、「建設物価〔(一財)建設物価調査会発行]」、「積算資料〔(一財)経済調査会発行]」、これらと同等であると認められる公刊物に掲載されている単価又は専門メーカー等の資料価格（カタログ価格等）及び見積もり価格によるものとする。なお、カタログ価格等による場合は、実勢価格を適正に判断し取り扱うものとする。

第4章 工数歩掛等

（廃材処分費）

第21 廃材処分費とは、機器等の撤去又は機械基礎の撤去等に伴い発生する廃材等の処分又は処理等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする。

一 廃材運搬費

廃材運搬費とは、撤去に伴い発生した廃材等の処分場までの輸送に要する費用をいい、廃材等の区分に応じた処分場までの運搬距離により算定する。

第2 数量の算出は、次の各号によるものとし、本基準に定めのない場合は、原則として、非木造建物調査積算要領（平成24年3月30日国土用第47号）の別記2非木造建物数量計測基準に準じて算出するものとする。

第3章 単価及び見積

（見積書等）

第3 工事費の算定に用いる資材単価及び機器等の価格は、「建設物価〔(財)建設物価調査会発行]」、「積算資料〔(財)経済調査会発行]」、これらと同等であると認められる公刊物に掲載されている単価又は専門メーカー等の資料価格（カタログ価格等）及び見積もり価格によるものとする。なお、カタログ価格等による場合は、実勢価格を適正に判断し取り扱うものとする。

第4章 工数歩掛等

（廃材処分費）

第21 廃材処分費とは、機器等の撤去又は機械基礎の撤去等に伴い発生する廃材等の処分又は処理等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする。

一 廃材運搬費

廃材運搬費とは、撤去に伴い発生した廃材等の現在地から処分場までの輸送に要する費用をいい、廃材等の区分に応じた処分場までの運搬距離により算定する。